

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則（16 経教 細則第1号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第1号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 <u>工学教育部及び農学教育部から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</u></p> <p>三 <u>各教育部・学部教育委員会委員長</u></p> <p>四 <u>生物システム応用科学教育部から選出された教員 1人</u></p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人</p> <p>七 大学教育センターから選出された教員 3人</p> <p>八 留学生センター教員 1人</p> <p>九 総括チームリーダー（学生担当）</p> <p>十 <u>その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</u></p> <p>2 前項第4号から第8号まで及び第10号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>（招集の請求）</p> <p>第6条 委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合又は第8条に規定する小委員会の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>第7条 省略</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 教養教育運営小委員会</p> <p>二 教職課程小委員会</p> <p>三 e-learning推進小委員会</p> <p>四 <u>その他委員会が必要と認める小委員会</u></p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 <u>大学教育センター長</u></p> <p>三 <u>教育研究評議員を兼ねる副部局長 1人</u></p> <p>四 <u>工学府・工学部及び農学府・農学部教育委員会委員長並びに生物システム応用科学府学務委員会委員長</u></p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人</p> <p>七 大学教育センターから選出された教員 <u>2人</u></p> <p>八 留学生センター教員 1人</p> <p>九 総括チームリーダー（学生担当）</p> <p>十 <u>学務チームリーダー</u></p> <p>十一 <u>その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</u></p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>（招集の請求）</p> <p>第6条 <u>委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</u></p> <p>第7条 省略（現行どおり）</p> <p>（作業部会）</p> <p>第8条 <u>委員会に、次の作業部会を置き、委員会から委託された業務を実施する。</u></p> <p>一 eラーニング作業部会</p> <p>二 <u>その他委員会が必要と認める作業部会</u></p>

- 2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。
- 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。
- 4 小委員会委員の任期は、委員会が別に定める。

(専決)

第9条 委員会は、前条の小委員会で審議された事項について、小委員会での議決をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で定める。

3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員長に報告するものとする。

(担当委員)

第10条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。

第11条～第12条 省略

附 則 省略

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
教養教育運営小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育委員会から選出された者 1人 ・第3条第1項第7号の委員 ・同項第8号の委員 ・各教育部・学部教育委員会副委員長 ・教養科目責任学科から選出された者 各1人 ・学務チームリーダー ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教養教育の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ：教養教育実施組織の整備等 ：教養教育実施計画案の作成 ：教養教育実施に係る経費、施設及び設備等 ・その他必要な事項

- 2 作業部会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。
- 3 前項に定めるもののほか、作業部会について必要な事項は、別に定める。

(担当委員)

第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。

(専門委員)

第10条 専門委員について必要な事項は、別に定める。

第11条～第12条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
削る	削る	削る

<p>教職課程小委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育委員会から選出された者 1人 ・工学教育部・工学部から選出された者 1人 ・農学教育部・農学部から選出された者 1人 ・生物システム応用科学教育部から選出された者 1人 ・教職課程専任教員 2人 ・教職課程担当職員 1人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ：教職課程実施組織の整備等 ：教職課程実施計画案の作成 ：教職課程実施に係る経費、施設及び設備等 ・その他必要な事項 	<p>削る</p>	<p>削る</p>	<p>削る</p>
<p>e-learning推進小委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育委員会から選出された者 1人 ・工学教育部・工学部から選出された者 2人 ・農学教育部・農学部から選出された者 2人 ・生物システム応用科学教育部から選出された者 1人 ・連合農学研究科から選出された者 1人 ・総合情報メディアセンターから選出された者 2人 ・留学生センターから選出された者 1人 ・図書館から選出された者 1人 ・大学教育センターから選出された者 1人 ・e-learning 担当職員 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-learning に関すること <ul style="list-style-type: none"> ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育(農工間)の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 	<p>削る</p>	<p>削る</p>	<p>削る</p>

別表

作業部会 名称	委員 構成	所 掌 事 項
eラーニン グ作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育委員会から選出された者 1人 ・工学府・工学部から選出された者 2人 ・農学府・農学部から選出された者 2人 ・生物システム応用科学府から選出された者 1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングに関すること <ul style="list-style-type: none"> ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育(農工間)の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項

- | | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・<u>連合農学研究科から選出された者 1人</u>・<u>技術経営研究科から選出された者 1人</u>・<u>総合情報メディアセンターから選出された者 2人</u>・<u>留学生センターから選出された者 1人</u>・<u>図書館から選出された者 1人</u>・<u>大学教育センターから選出された者 1人</u>・<u>eラーニング担当職員 1人</u>・<u>その他作業部会が必要と認められた者</u> | |
|--|---|--|

附 則 (1 8 細則第 7 号)

この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。